

〈サービス利用料金（1回あたり）〉

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額等を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

○通所介護サービス（7時間以上8時間未満）

要介護度	基 本 (1回あたり)	1割負担料金 (1回あたり)	2割負担料金 (1回あたり)	3割負担料金 (1回あたり)
要介護 1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
同一建物減算	▲940円	564円	1,128円	1,692円
要介護 2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
同一建物減算	▲940円	683円	1,366円	2,049円
要介護 3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
同一建物減算	▲940円	806円	1,612円	2,418円
要介護 4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
同一建物減算	▲940円	929円	1,858円	2,787円
要介護 5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円
同一建物減算	▲940円	1,054円	2,108円	3,162円
入浴介助加算（I）	400円	40円	80円	120円
入浴介助加算（II）	550円	55円	110円	165円
個別機能訓練加算（I・イ）	560円	56円	112円	168円
個別機能訓練加算（I・ロ）	760円	76円	152円	228円
個別機能訓練加算（II）（月1回）	200円	20円	40円	60円
ADL維持等加算（I）（月1回）	300円	30円	60円	90円
ADL維持等加算（II）（月1回）	600円	60円	120円	180円
栄養改善加算（月2回まで）	2,000円	200円	400円	600円
口腔・栄養スクリーニング加算（I）（6ヶ月に1回）	200円	20円	40円	60円
口腔・栄養スクリーニング加算（II）（6ヶ月に1回）	50円	5円	10円	15円
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円	180円
科学的介護推進体制加算（月1回）	400円	40円	80円	120円
サービス提供体制強化加算（III）	60円	6円	12円	18円
送迎減算（片道）	▲470円	▲47円	▲94円	▲141円
介護職員処遇改善加算（II） ※①上記算定金額の1000分の90（9.0%）に相当する金額		※①の1割	※①の2割	※①の3割

○通所介護サービス（4時間以上5時間未満）

介護給付	要介護度	基本 (1回あたり)	1割負担料金 (1回あたり)	2割負担料金 (1回あたり)	3割負担料金 (1回あたり)
	要介護 1	3,880円	388円	776円	1,164円
	同一建物減算	▲940円	294円	588円	882円
	要介護 2	4,440円	444円	888円	1,332円
	同一建物減算	▲940円	350円	700円	1,050円
	要介護 3	5,020円	502円	1,004円	1,506円
	同一建物減算	▲940円	408円	816円	1,224円
	要介護 4	5,600円	560円	1,120円	1,680円
	同一建物減算	▲940円	466円	932円	1,398円
	要介護 5	6,170円	617円	1,234円	1,851円
	同一建物減算	▲940円	523円	1,046円	1,569円
	入浴介助加算 (I)	400円	40円	80円	120円
	入浴介助加算 (II)	550円	55円	110円	165円
	個別機能訓練加算 (I・イ)	560円	56円	112円	168円
	個別機能訓練加算 (I・ロ)	760円	76円	152円	228円
	個別機能訓練加算 (II) (月1回)	200円	20円	40円	60円
	ADL維持等加算 (I) (月1回)	300円	30円	60円	90円
	ADL維持等加算 (II) (月1回)	600円	60円	120円	180円
	栄養改善加算(月2回まで)	2,000円	200円	400円	600円
	口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6カ月に1回)	200円	20円	40円	60円
	口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6カ月に1回)	50円	5円	10円	15円
	若年性認知症利用者受入加算	600円	60円	120円	180円
	科学的介護推進体制加算 (月1回)	400円	40円	80円	120円
	サービス提供体制強化加算(III)	60円	6円	12円	18円
	送迎減算(片道)	▲470円	▲47円	▲94円	▲141円
	介護職員待遇改善加算(II) ※①上記算定金額の1000分の90(9.0%)に相当する金額		※①の1割	※①の2割	※①の3割

○第1号通所事業サービス

	認定要支援度	基本月額	1割負担月額 料金 (※1)	2割負担月額 料金 (※1)	3割負担月額 料金 (※1)	
利用料金	要支援1	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円	
	同一建物減算	▲3,760円	1,422円	2,844円	4,266円	
	要支援2	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円	
	同一建物減算	▲7,520円	2,869円	5,738円	8,607円	
総合事業 (第1号通所事業)	①生活機能向上 グループ活動加算	1,000円	100円	200円	300円	
	②栄養アセスメント加算	500円	50円	100円	150円	
	③栄養改善加算	2,000円	200円	400円	600円	
	④口腔機能向上加算(Ⅰ)	1,500円	150円	300円	450円	
	⑤口腔機能向上加算(Ⅱ)	1,600円	160円	320円	480円	
	⑥一体的サービス提供加算	4,800円	480円	960円	1,440円	
	若年性認知症利用者受入加算	2,400円	240円	480円	720円	
	事業所評価加算 (基準に適合した場合、算定)	1,200円	120円	240円	360円	
	送迎減算(片道)	▲470円	▲47円	▲94円	▲141円	
	科学的介護推進体制強化加算(月1回)	400円	40円	80円	120円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	240円	24円	48円	72円	
	要支援2	480円	48円	96円	144円	
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		※①上記算定金額の1000分の90(9.0%)に相当する金額		※①の1割	※①の2割	※①の3割

※1 第1号通所事業の利用料は、月額定額制となります。月のうち1回でもご利用されますと、月額合計料金の全額をお支払いいただきます。

※2 食費は、月額合計料金とは別に食数分の料金をお支払いいただきます。

※3 選択加算は、①～⑥いずれか1つの提供項目分によりお支払いいただきます

☆前頁の利用料は、介護保険又は竹原市が定める金額であり、これが改定された場合はこれら利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。

☆これらは標準のご利用の場合の一例です。ご利用のサービスの組合せにより金額は異なります。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険の給付限度額等を超えたサービスに係るサービス利用料金は、全額自己負担となります。

〈介護保険の給付等の対象とならないサービス〉

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供（食費）

ご利用者に提供する食費（食材料費+調理費）です。

○利用料金：1食あたり 720円

②付き添いの方の食事代

ご利用者に付き添いでこられた方への食事代

○利用料金：1食あたり 720円

③コーヒーディッシュ

ご利用者及び付き添いの方の希望により提供するブレンドコーヒーディッシュ

○利用料金：1杯あたり 110円

④通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実施地域を超えた地点から、路程1キロメートル当たり30円をいただきます。

⑤レクリエーション、行事等

ご利用者の希望によりレクリエーションや行事に参加していただくことができます。

○利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑥複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

○利用料金：1枚につき10円（カラーコピー30円）

⑦日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日正午までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日正午以降当日8:30までに申し出があった場合	食費相当額720円
利用当日8:30以降に申し出があった場合及び申し出がなかった場合	720円+ サービス基本額合計の10% (但し第1号通所事業は月額定額制のためサービス基本額合計の10%を除く)